

Q1. 中途退職する社員（60歳未満）に伝えるべきことを教えてください

A

- ・必ず将来の年金に結びつきます（加入期間によってご案内の内容が変わります）
- ・将来の年金支給先が分かれます（企業年金連合会）または（当基金）
- ・「加算部分」の上乗せは、加入期間により変化します（退職一時金・選択一時金）
- ・支給開始年齢になるまで、住所・氏名の変更にご注意ください！（案内が来なくなる）

年金の支給先が分かれることとなります

- ・加入10年未満の方は「**企業年金連合会**」
- ・加入10年以上の方は「**大阪薬業厚生年金基金**」

いずれも、支給開始年齢（60歳）になったときに手続きが必要です。

支給時期になると連合会・基金のいずれかがご本人あてに裁定請求のご案内をお送りすることになっています。

加算部分について（基金独自の上乗せ部分）

- ・3年未満は、**該当なし**
- ・3年以上10年未満は、退職時に「退職一時金」の支給が原則
必ず「**退職一時金受給にかかる選択確認書**」の提出が必要
（退職一時金相当額を他制度へ移換して年金化できる選択肢があるため）
- ・10年以上は、終身の加算年金の支給が原則
本人が希望すれば、加算年金（20年保証付の終身年金）を一時金化して受取る**選択肢**として「**選択一時金制度**」あり

加入員向けQ&Aもご参照ください

お伝えいただきたいポイント

- ① 将来「大阪薬業に加入した期間の年金が受けられること」および「その年金は連合会か基金のどちらからうけることになるか」をお伝えください。
- ② ご本人に**加入員証を返却**してください。
再び当基金の加入事業所にお勤めになるとき、この加入員証が必要になります。
- ③ 退職してから支給開始年齢までのあいだに**お名前や住所に変更があったとき、速やかに当基金に変更の届出**をするようにお伝えください。
（将来年金を請求する時期がきてもご案内がお手元に届かなくなります）

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。